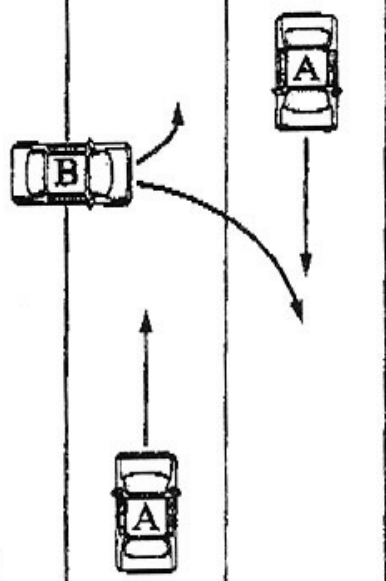


(四) 路外出入車と直進車の事故

1 路外から道路に入る場合①

(75)



別紙又.

被告主張の過失割合と、被告主張の事故状況

基本		Ⓐ 20 : Ⓑ 80
修正要素	Ⓑ 大型車	5
	Ⓑ 徐行なし	10
	Ⓐ 幹線道路	5
	Ⓑ 合図なし	*
	Ⓑ その他の著しい過失	10
	Ⓑ の重過失	15
要素	Ⓐ 頭を出して待機②	10
	Ⓐ 既右・左折の状態	10
	Ⓐ 15km以上の速度違反	10
	Ⓐ 30km以上の速度違反	20
要素	Ⓐ その他の著しい過失③	10
	Ⓐ の重過失④	20

- ① 道路外出入車とは駐車場やガソリンスタンド、ドライブインへの出入り、荷物の搬出入等のために道路から道路外に出、あるいは道路外から道路に進入する事をいう。
- ② そろそろ出てきて道路に少し頭を出して待機した後、発進して事故になった場合である。
- ③ その他の著しい過失として、前方不注意や酒気帯び運転、セブラゾーンを進行してきたりするなどがこれにあたる。
- ④ 重過失として、無免許運転や酒酔い運転などがこれにあたる。